

令和4年度ケアラー居場所づくり支援事業補助金

Q & A

	補助対象事業	質問	回答
1	ケアラーズカフェ	補助金を申請するにあたり、ケアラーズカフェは、月何回以上開催しなければならない等の要件はありますか。	何回以上開催する等の要件はありませんが、安定した開催運営ができるようにしてください。
2	ケアラーズカフェ	ヤングケアラーではなく、もっと年代の高い介護者を対象にケアラーズカフェを開催したいのですが、補助対象となりますか。	補助対象となります。なお、ヤングケアラーと思われる子どもが参加を希望した場合には、必要に応じて関係機関につなぐ等の支援をしてください。
3	ケアラーズカフェ	現在、ケアラーズカフェを運営しています。補助を活用して、別の新たなケアラーズカフェを開きたいと考えていますが、対象となりますか。	新たな活動拠点でケアラーズカフェを始めるということなので、その立ち上げに要する経費は対象となります。
4	ケアラーズカフェ	認知症カフェを運営しており、新たにその家族（ケアラー）を対象とした活動を始めたいです。対象となりますか。	新たな活動を始めるために要する経費は対象となります。ただし、継続的に発生する運営費用は対象となりません。
5	ケアラーズカフェ	現在、学習支援活動を行っています。その場所でヤングケアラーが集まるカフェを新たに始めたいのですが、対象となりますか。	ヤングケアラーが集まるカフェを新たに始めるために必要な経費は対象となります。現在の学習支援活動に用いる経費は対象となりませんので、ご注意ください。
6	ケアラーズカフェ	現在、当事者とケアラーの両方を対象としたカフェの活動していますが、対象となりますか。	ケアラーズカフェの立ち上げ支援という趣旨の補助金ですので、現在の活動に用いる経費は対象となりません。

7	ケアラーズカフェ	現在、ケアラーズカフェを運営していますが、規模を拡大して受け入れ人数を増やしたいです。対象となりますか。	新たに活動規模を拡充するために要した費用は対象となります。ただし、現在の活動に用いる経費は対象となりませんのでご注意ください。
8	ケアラーズカフェ	現在、当事者とケアラーの両方を対象としたカフェの活動をしています。新たにオンラインでも集まれるように活動を拡充させたいのですが、対象となりますか。	現在の活動に用いる経費は対象となりませんが、オンライン化（機器の購入等）して、新たに活動を拡充するための経費は対象となります。
9	ケアラーズカフェ	オンラインだけで設置運営することも対象となりますか。	対象となりますが、神奈川県内のケアラーが参加することを主な目的とし、拠点(運営者の主な活動場所)が神奈川県内にある場合に限りです。
10	ケアラーズカフェ	ケアの当事者同士で集まり、交流する活動を始めたいのですが、ケアラーズカフェとして補助対象となりますか。	神奈川県内に拠点を置き、ケアラーズカフェとして実施する活動であれば、対象となります。
11	ケアラーズカフェ	ケアラーズカフェをすでに設置、運営していますが、今年度中にカフェでイベント（講師を招いて勉強会、バザー等）を開催予定です。それにかかる経費は補助対象となりますか。	ケアラーズカフェの立ち上げ支援という趣旨の補助金ですので、イベントにかかる費用は対象になりません。
12	学習支援の場	現在、公民館を定期的に借りて、支援が必要な家庭の子どもを対象に学習支援を週1回実施しています。今回、実施回数を増やし、受け入れ人数の増加し、ヤングケアラーも受け入れる予定ですが、増やした分の会場使用料や物品の購入費は補助対象となりますか。	例えば、週1回のところを週2回、公民館等を借りて実施する場合でも、会場使用料は継続的に発生する費用のため、対象となりません。一方で、物品に関しては、開催日を増やすために必要な物品の購入費は対象となります。
13	学習支援の場	現在、学習支援の活動を行っています。ヤングケアラーの受け入れも始めようと考えていますが、補助の対象となりますか。	ヤングケアラーの受け入れを始めることにより、新たに初期費用が発生した場合は対象となります。継続的に発生する運営費用は対象となりませんので、ご注意ください。

14	学習支援の場	現在、借り上げた戸建て住宅を活用して小学生の学童保育を実施しています。その時間を利用して、現在の利用者の中で希望者を対象に、学習支援も行う計画を立てています。その場合、学習支援に必要な物品を購入したいのですが、補助対象になりますか。	学童保育の中のメニューの一つとして学習支援を行う場合は対象になりません。 学童保育とは別に、学童保育利用者以外のヤングケアラー等の子どもを対象とした学習支援の場を設ける場合は対象になりますので、個別にご相談ください。
15	学習支援の場	学習支援を実施したいが、オンラインでも行えるように、パソコンやタブレットの購入費用、Wi-Fi環境を整えるための工事費用は、補助対象になりますか。	備品購入費は対象になります。 一方で、継続的に発生する費用（パソコンをリースする際のリース代等）には当てることができません。
16	学習支援の場	ヤングケアラーを対象とした絵画教室を始めようと考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での学習を補うことを目的としているのであれば、対象となります。なお、経費の内容によっては個別に確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。
17	学習支援の場	学業に不安を抱えるヤングケアラーの学習支援を実施しますが、学習の合間のレクリエーション（お絵描き、トランプやボードゲーム、運動等）で使用する物品は補助の対象となりますか。	学習の合間のレクリエーション用であれば、補助対象経費に含めていただいても構いません。なお、経費の内容によっては個別に確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。
18	学習支援の場	学習支援を実施するのに、利用者から費用を徴収することを考えています。そのような事業でも補助対象となりますか。	低額の実費程度（例えば学習の合間に食べるおやつ代等）であれば差し支えありませんが、家庭の負担になるような金額を徴収するような場合は補助対象にはなりません（営利目的に実施する学習塾は対象ではありません）。
19	学習支援の場	学習支援の場に来る子どもは全員ヤングケアラーでなければならぬのですか。	その必要はありません。ヤングケアラーの状態と思われる子ども、支援が必要な子どもなど幅広く受け入れていただきたいと考えています。

20	共通事項	要領に記載の「新たに活動規模等を拡充するもの」とは具体的にどのようなことを指しますか。	現在の活動内容から、受け入れ人数や実施日数・回数を増やすもの、オンライン化により活動規模を拡大するものが対象となります。実施計画書には、それがわかるような記載をしてください。 なお、活動拠点を増やす場合は、新たな拠点での活動を始めるということになるため、対象となります。いずれの場合も、対象経費は立ち上げに係る初期費用であり、継続的に発生する運営費用は対象となりませんので、ご注意ください。
21	共通事項	新たに始める活動拠点を継続的に借りるための家賃・敷金・礼金・不動産仲介手数料等は対象となりますか。	家賃は継続的に発生する費用として、対象となりません。 敷金は預け金であり、返金されるため対象とはなりません。 礼金や不動産仲介手数料等、賃借する際の初期費用として発生する手数料は対象となります。ただし、市場価格と比較して明らかに高額である場合は補助対象となりません。
22	共通事項	新たに始める活動拠点として、公民館を借りる予定です。会場使用料は対象となりますか。	会場使用料は継続的に発生する費用として、対象となりません。
23	共通事項	賃借料や使用料、月額利用料、共益費は対象となりますか。	継続的に発生する費用として、対象となりません。
24	共通事項	新たに始める活動の周知や広報に係る費用は対象となりますか。	広報媒体を用いた広告費用は対象となりません。 なお、印刷製本費に該当するチラシ等の作成費用は対象となります。
25	共通事項	活動拠点を整備するための費用は対象となりますか。	活動拠点として整備するための改修、清掃、物品を運び入れる運搬費用は対象となります。
26	共通事項	賃貸物件を活動拠点にしたいと考えています。その場所を改修する費用は補助の対象となりますか。	賃貸物件でも改修費用は補助対象となります。

27	共通事項	物品納品や改修完了が令和5年4月1日以降となる場合、その費用は補助の対象となりますか。	3月31日までに経費支出が完了していても対象となりません。同日までに納品等、契約が履行されている必要があります。
28	共通事項	この補助金を申請するにあたって、法人格を取っていないと認められないのですか。	福祉関係のボランティア団体等(任意団体を含む)として認めていますので、法人格がなければならぬものではありません。
29	共通事項	学習支援とケアラーズカフェの両方の補助金を申請することはできますか。	一つの拠点につき、一つの申請となりますので、同じ拠点で両方を立ち上げる場合には、どちらかを選択して申請してください。 一方、別の拠点で両方を立ち上げる場合には、いずれも補助対象になります。 できるだけ多くの団体に補助する趣旨ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
30	共通事項	ケアラー向けの居場所作り活動拠点を作りたいと考えていますが、令和4年度中は準備に時間がかかり、学習支援の実際の開催は令和5年度になる見込みです。補助金の申請はできますか。	令和4年度中に設置、運営開始していただくことが必要です。
31	共通事項	今年度中に設置運営を予定していますが、コロナウイルスの感染等でやむを得ず開催できなかった場合は、どうなりますか。	個別にご相談ください。